

2.6 ドイツ

2.6.1 概要²⁷

人口はEU最多の8,211万人（2017年）、面積は日本の約9割である。EUの主要農業大国であり、農業生産額はフランス、イタリアに次ぐEU第3位（2016年）、農産物輸出額は米国、オランダに次ぐ世界第3位（2016年）である。中部から南部は山地で、牧草・資料栽培を含む酪農・肉用牛の飼育が多い。一方、旧東ドイツ地域を中心とした北部地域は平坦で、穀物、馬鈴薯、飼料作物と畜産の複合経営が多い。主要農産物は、小麦、大麦等の穀物、てん菜、馬鈴薯、豚肉、生乳等である。



2050年までに電力の8割を再生可能エネルギーで賄うことを目標としており、北西部及び南部を中心に農家の約4割が再生可能エネルギー用穀物を生産している。

1経営体当たりの平均経営面積は66.3ha（2016年）、国内総生産に占める農林水産業の比率は0.8%と日本より低い（日本は1.1%）。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

	ドイツ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	36,932	100.0	48,724	100.0
うち農林水産業	287	0.8	542	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からドイツへの輸出額が6千5百万USドルであるのに対し、ドイツから日本への輸入額は約7億6千万USドルと10倍以上である（2018年）。日本の輸出上位品目は緑茶が最も多く、次いでラノリン、ソース混合調味料、観賞用魚となっている。ドイツからの輸入上位品目は豚肉、ナチュラルチーズ、製材である。

²⁷ ドイツの農林水産業概況、農林水産省2019

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-66.pdf

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万US ドル

	輸出 (日本→ドイツ)	輸入 (ドイツ→日本)	日本の 収支
総額	20,896	25,989	▲5,094
農林水産物	65	762	▲897
農林水産物のシェア	0.3	2.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→ドイツ（単位：百万USDollar%） 輸入：ドイツ→日本（単位：百万USDollar%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
緑茶	13	19.3	豚肉	102	13.4
ラノリン	11	17.3	ナチュラルチーズ	65	8.5
ソース混合調味料	6	8.6	製材	39	5.1
観賞用魚	6	5.9	アルコール飲料	32	4.2
アルコール飲料	4	5.6	麦芽	24	3.1
総額	65	100.0	総額	762	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ドイツ語で geschützte Ursprungsbezeichnung（g.U）、地理的表示保護（PGI）は geschützte geografische Angabe（g.g.A.）と呼ぶが、一般の認知度は高くない。GI取得状況は、PDO12件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 79件、合計91件となっており、EU第6位である。果物・野菜・穀類、肉、パン・菓子類のPGIが多い。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	3	2
Class 1.2. 肉製品	-	18
Class 1.3. チーズ	6	3
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	-	1
Class 1.5. 油、油脂	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	21
Class 1.7. 水産物	-	7
Class 1.8. その他（スパイス等）	1	4
Class 2.1. ビール	-	9
Class 2.4. パン、菓子類	-	10
Class 2.6. マスタードペースト	-	1
Class 2.7. パスタ	-	2
総数	12	79

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済

2.6.2 GI監視スキーム

地理的表示に関する政策は、連邦司法消費者省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz : BMJV）と、連邦食料農業省（Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft : BMEL）が所管する。前者が農産物・食品を、後者が酒類を担当する。ドイツからのEUへのGI登録申請については、ドイツ特許商標庁（Deutsches Patent- und Markenamt : DPMA）を通じて行われている。

中央政府

機関名	住所	連絡先
連邦司法消費者省 (Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz : BMJV) Dept. III B trademarks, design law, unfair competition and piracy	Monrenstrasse 37, 10117 Berlin	Dr. Jutta Figge Tel. +49 30185809325 Figge-ju@bmjv.bund.de Stefan Gehrke Tel. +49 30185808251 Gehrke-st@bmjv.bund.de
連邦食料農業省 (Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft : BMEL) Dept. 424 Promotion and Quality Policy, Dept. 414 Wine, Beer, beverages	Rochusstrasse 1, 53123 Bonn	Dept.424: Dr. Herman Schlöder Tel. +49 2285293705 Hermann.schloeder@bmel.bund.de Kerstin Hartmann Tel. +49 2285294477 Kerstin.hartmann@bmel.bund.de Wolfgang Bonetsmüller Tel. +49 228995293453 Wolfgang.bonetsmüller@bmel.bund.de Dept 414: Werner Albrecht Tel. 49 228995293732 Wemer.albrecht@bmel.bund.de

EUIPO (2017)²⁸

ドイツは連邦制であり、上記の2つの中央政府機関は政策決定主体であるものの、実際のGI監視は原則、16の州政府(Land)の所管である。州政府はさらに下位の行政区分である郡(Landkreis)や独立市(Kreisfreie Stadt)を管理当局として指定する場合が多い。欧州委員会が公表しているGI管理当局リスト²⁹によると、ドイツには161の管理当局が存在しており、ドイツの極端な地方分権体制がうかがえる。

²⁸ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

2.6.3 GI侵害の事例

ドイツでは、ドイツ企業が他国のGI名称に類似する名称で食品を製造販売し、一般名称かGI侵害かを争う例が多いのが特徴である。

GIか一般名称か～「パルメザン」と「バルサミコ酢」

「パルミジャーノ・レッジャーノ（Parmigiano Reggiano）」はイタリアのPDOチーズ。しかし、2006年、パルミジャーノのコンソーシアムの監視員が、ドイツのAllgäuland-Käseereien社の「parmesan」と表示されたチーズを発見した。同製品を検査したところ、イタリアのPDOチーズとは無関係で、かつイタリアのPDO品では認可されていない添加物も検知された。コンソーシアムはドイツ企業に警告したが、是正されなかったため、2006年11月、ベルリンの法律事務所を通じてベルリン裁判所に訴訟を起こした。同じ頃、欧州裁判所では「パルメザン」の名称利用を巡って、GI権利を主張してドイツ政府に対応を求める欧州委員会と一般名称を主張するドイツ連邦政府が争っていた。2008年2月、欧州司法裁判所は「パルメザン」の名称を使用できるのはイタリアのPDOであるパルミジャーノ・レッジャーノに限ると判断（ECJ C-132/05）。これを受けて2008年4月、ベルリン裁判所はAllgäuland-Käseereien 社による「パルミジャーノ」「パルメザン」等と表示したチーズの製造や販売を認めないとした。同社は控訴したが、ベルリン控訴審も一審を支持し、ドイツ企業による「パルメザン」はGI侵害とされた。

(https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2008_3/bd3e3855e3024da8967d1edb6f4d5c57.aspx)

「モデナのバルサミコ酢（Aceto Balsamico di Modena）」でも同様の争いが起こった。同製品はイタリアのPDO及びPGIであるが、ドイツのBalema社は「ドイツのバルサミコ（Deutscher Balsamico）」という名称でワイン酢を長らく生産販売していた。コンソーシアムはBalema社に対し、名称の利用を辞めるよう求めたが、同社は名称を使用する権利があることの確認を求めてドイツ裁判所に宣言判決を提起。この問題は、欧州司法裁判所に委ねられ、2019年12月、欧州司法裁判所は、「モデナのバルサミコ酢」は保護されるべきだが、「バルサミコ」、「バルサミコ酢」は一般名称であり、保護の対象ではないと判断（ECJ C-432/18）。欧州司法裁判所の判断は最終結審であり、「ドイツのバルサミコ」はこれからも販売できることになった。（再掲）

(<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2019-12/cp190150en.pdf>)

また、最近ではドイツのウィスキーの名称を巡り、GI侵害が訴えられ、ドイツ国内で大きく報道された。

「スコッチ」ウィスキー

ドイツ南部バーデン・ヴュルテンベルク州で生産されるウィスキー「Glen Buchenbach」のGlenという名称がスコットランドのGIである「スコッチ」ウィスキーを連想させるとして英国のスコッチウィスキー協会がドイツ企業を起訴した。Glenはスコットランドの古い言語で谷や峡谷を表し、スコッチウィスキーにはGlen〇〇という名前が多い。

この審議は2018年7月に欧州司法裁判所からハンブルク州裁判所に付託され、2019年2月、ハンブルク州裁判所はドイツ企業にGlen Buchenbachの名称を変更するよう通達した。

(<https://www.spiegel.de/wirtschaft/service/whisky-aus-schwaben-verliert-namensstreit-um-glen-a-1252078.html>)

ドイツにおけるGI侵害は裁判で争われることが多いが、同じ侵害が多発する場合には行政ルートで解決する取り組みもなされている。

「プロセッコ」

「プロセッコ(Prosecco)」は、イタリアのPDOスパークリングワインであるが、プロセッコの偽物がドイツで多発していた。そこで2015年、プロセッコの生産者団体、イタリアのICQRF、ドイツ連邦食品農業省（BMEL）の3者間で違反の取り締まりに合意がなされた。生産者団体がドイツのウェブサイトで違反販売を発見した場合、ウェブサイトの運営者に警告状を送り、15日以内に違反を是正するよう要請することができるとされた。警告に対して、ドイツの事業者が是正しない場合、生産者団体はイタリア当局ICQRFに通知し、ICQRFはドイツ当局BMELに協力を要請する。これは、EC規則 555/2008第85条の自発的協力（ワイン規則違反や偽装の疑いが生じた場合、直ちに当局に通知する）に基づくものとされている。

この合意フレームワークに基づき、プロセッコの生産者団体は2017年1月までに70件の警告状を発し、うち85%が解決に至っている。

(https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/reports/Enforcement of GIs/Appendix on Good Practices in

2.6.4 対抗手段

連邦司法消費者省によると、GI の侵害については各州政府が窓口として対応するほか、ドイツ商標法 128 条に基づき、法的手続きによる権利行使が可能である。行政の窓口が郡や独立市レベルで指定されるなど地方分権が強いことから、行政ルートよりも民間ルートが一般的と思われる。行政ルート及び民間ルートは並行して進めることも可能である。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

連邦制であるドイツは、州政府が管理する地方分権の国。州政府の下位の郡や独立市レベルが窓口として指定されている（以下の欧州委員会のリストを参照）

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/>

[food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

【民間ルート】

法律事務所に対応を依頼するのも一般的。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

上記の欧州委員会のリストに掲載されている窓口でメールや電話で連絡する。侵害の通報は誰でも（非ドイツ居住者、消費者含む）可能であり、決まった申請様式はない。

保護のしくみ

【行政ルート】

各州が定める当局が対応し、立ち入り検査を行い、販売差止等の行政措置を決定する。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

GI侵害訴訟は商標権侵害として争うのが一般的であり。商標法によりGIの不正利用や模倣は2年以下の禁固あるいは罰金1万ユーロとされている。

2.6.5 関連法令

ドイツのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート³⁰に基づいている。

GI 根拠法令（行政取り締まり含む）

- The German trade mark Act (Markengesetz-MarkenG)（商標法）
- The German Act on regulatory offences (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten-OWiG)（秩序違反法）
- The German Wine Act (Weingesetz: WeinG)（ワイン法）
- 各州法

民事手続きについて

- The German trade mark Act（商標法）再掲
- The German Unfair Competition Act (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb-UWG)（不正競争法）

刑事手続きについて

- The German Criminal Code (Strafgesetzbuch-StGB)（刑法）

³⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

2.7 イギリス

2.7.1 概要³¹

人口は6,618万人（2017年）、面積は日本の3分の2である。国土面積の約7割が放牧地を含む農用地である。暖流の北大西洋海流の影響で、高緯度に位置する割には温暖で国土全体が温帯気候に属する。イングランド南西部は平地が多い穀倉地帯となっており、北西に行くにつれて酪農地帯となり、丘陵地での牛や羊の放牧地帯となる。主要農産物は、小麦、大麦、てん菜、菜種、生乳、豚肉、牛肉等である。



蒸留酒の輸出額は世界第一位である。

また水産業も盛んで、タラ、シタビラメ、サバ、サケなどが主要な水揚げ魚種である。

1 経営体当たりの平均経営面積は92.3ha（2013年）と、EU全体ではチェコに次いで2番目に大きく、大規模農業が行われている。国内総生産に占める農林水産業の比率は0.6%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

	イギリス		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	26,312	100.0	48,724	100.0
うち農林水産業	156	0.6	542	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からイギリスへの輸出額が6千5百万USドルであるのに対し、イギリスから日本への輸入額は約5億3千万USドルと約8倍である（2018年）。日本の輸出上位品目は調味料、アルコール飲料、醤油であり、イギリスからの輸入上位品目はアルコール飲料、麦芽、馬である。

³¹ イギリスの農林水産業概況、農林水産省2018

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-111.pdf

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万USドル

	輸出 (日本→イギリス)	輸入 (イギリス→日本)	日本の 収支
総額	13,907	8,232	5,675
農林水産物	65	529	▲464
農林水産物のシェア	0.5	6.4	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→イギリス（単位：百万USドル%） 輸入：イギリス→日本（単位：百万USドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ソース混合調味料	8	12.7	アルコール飲料	312	59.1
アルコール飲料	7	10.4	麦芽	46	8.7
醤油	5	7.7	馬	33	6.2
牛肉	4	6.5	コーヒー（炒）	19	3.7
清涼飲料水	4	6.4	ペットフード	14	2.7
総額	65	100.0	総額	529	100.0

資料：財務省貿易統計

イギリスの農産物・食品のGI取得状況は、PDO27件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 42件、合計69件となっており、EUで第7位である。品目別をみると、盛んな水産業を反映して水産物の登録が多い。また、シェトランドウールがPDOに登録されており、この品目では唯一のGI産品である。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	5	6
Class 1.2. 肉製品	-	5
Class 1.3. チーズ	10	7
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	-
Class 1.5. 油、油脂	3	6
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	4	10
Class 1.7. 水産物	3	5
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	2
Class 2.4. パン、菓子類	-	1
Class 3.6. ウール	1	-
総数	27	42

EU eAmbrosiaデータベースより、2019年12月31日時点登録済

2.7.2 GI監視スキーム

イギリスでは地理的表示に関して、中央政府である環境食糧農村地域省（Department of Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）がすべてのカテゴリーのGI産品（農産物、ワイン、香味付けワイン、蒸留酒）の政策決定主体である。

中央政府

機関名	住所	連絡先
環境食糧農村地域省（Department of Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）	Noble House, 17 Smith Square London SW1P 3JR	Tel.(UK only) 03459 33 55 77 Tel. +44 20 7238 6951

EUIPO (2017)³²

GIの管理は、品目別に分かれている。農産物・食品については、中央政府のDEFRAが担当するとともに、地域レベルで執行され、スコットランドではスコットランド政府、ウェールズではウェールズ政府、北アイルランドは農業環境農村地域省（Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs : DAERA）が申請登録を受け付ける。

登録されたGI名称の市場における監視は、各地方政府の取引基準サービス局（Trading Standards Service）が実施する。欧州委員会が公表している、農産物・食品に関するGI管理当局リスト³³には、イギリス当局として5つの機関が掲載されている。

GI名称の市場監視当局（EU規則 No.1151/2012第38条に基づく）

機関名	住所	連絡先
環境食料地方省（Department of Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）	17 Smith Square London SW1P 3JR	https://www.gov.uk/guidance/contact-defra
北アイルランド： 取引基準サービス局 （Trading Standards Service）	Department of Enterprise, Trade and Investment, 176 Newtownbreda Road, Belfast, BT8 6QS	tss@detini.gov.uk
ウェールズ： ウェールズ自治体協会、規制サービス政策課（Welsh Local Government Association, Regulatory Services Policy）	Welsh Local Government Association, Local Government House, Drake Walk, Cardiff CF10 4LG	simon.wilkinson@wlg a.gov.uk

³² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

³³ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

機関名	住所	連絡先
スコットランド： 食品基準局（Food Standards Agency : FSA）	6th Floor, St Magnus House, 25 Guild Street, Aberdeen, AB11 6NJ	andrew.morrison@foodstandards.gsi.gov.uk
イングランド： 食品基準局（Food Standards Agency : FSA）	Aviation House, 125 Kingsway, London WC2B 6NH	foodincidents@foodstandards.gsi.gov.uk

ワインは、食品基準局（Food Standards Agency: FSA）が管理するとともに、歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs : HMRC）も関係する。FSAは生産段階の監査及びGI名称の市場における監視も行う。

蒸留酒は、DEFRAが政策や法規制の決定主体であるが、生産段階の監査はHMRCが行う。

2.7.3 GI侵害の事例

イギリスの高級百貨店でGI侵害品が販売されていたことが大きく報道された例がある。

ハロッズ「トスカナ・オリーブオイル」事件

トスカナ・オリーブオイルは、イタリアのトスカナ地方で生産されるPDO。2014年、トスカナ・オリーブオイルのコンソーシアムがイギリスの高級百貨店ハロッズで、英国で瓶詰めされた「Tuscan Extra Virgin Olive Oil」が販売されていることを発見した。そこで、イタリア当局ICQRFを通じて、イギリス当局DEFRAに対応を求めた。

侵害発見の連絡をメールで受けたDEFRAは、取引基準局へ連絡し、同局員が現場に赴き、ハロッズに当該製品の撤去とラベルの修正を指示した。ハロッズはこれに従い、店頭とオンラインで販売していた問題の商品を撤去した。

イギリス政府のサイトによると、2014年2月13日にDEFRAからICQRFへ、侵害報告を受領したとのメールが送付されており、2月20日にはDEFRAから、ハロッズが問題のオリーブオイルを撤去したとのメールがICQRFへ送付されている。イギリス当局の動きは早く、侵害報告を受けてからわずか1週間で事態は解決されている。

(<https://www.gov.uk/government/publications/harrods-extra-virgin-olive-oil>)

2.7.4 対抗手段

日本のGIのイギリスにおける保護は、2019年2月に発効した日本とEUの経済連携協定（EPA）に基づくが、イギリスは2020年1月末にEUを離脱した。今後はEUのGI 制度に準拠した形でイギリスのGI制度を策定し、引き続きDEFRAが管理するとされている。日本のGIは、移行期間である2020年12月末まではEPAで保護されるものの、それ以降の保護の仕組みについては、調査時点では不明である。以下は、EU離脱前の情報に基づく。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

イギリスは、地域別に5つの当局が指定されている（44-45頁）。

【民間ルート】

行政ルートと並行して法律事務所に対応を依頼することも可能。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

上記の欧州委員会のリストに掲載されている窓口メールや電話で連絡する。侵害の通報は誰でも（非イギリス居住者、消費者含む）可能である。また、食品基準局のホームページから、フォームに記入して通報できる（次頁参照）

<https://www.food.gov.uk/contact/consumers/report-problem>

保護のしくみ

【行政ルート】

先行事例によると（ロンドンの場合）当局（DEFRA）にメールで対応を求めると取引基準局へ照会され、取引基準局の職員が現場での事実確認や必要な改善を要求する。その結果は取引基準局からDEFRAを通じて通報者に報告される。行政には侵害品の押収、刑事訴訟を開始する権利がある。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

The screenshot shows the Food Standards Agency website with a teal header and navigation menu. The main content area has a teal background with food-related icons. The 'Contact us' section is prominent, with a sub-header 'Report a food problem, give us feedback or find our contact details.' Below this are two tabs: 'For consumers' (selected) and 'For businesses'. Under the 'For consumers' tab are three buttons: 'Report a food problem' (highlighted), 'Give us feedback', and 'Find contact details'. The 'Report a food crime' section is titled 'Step 2 of 7' and contains two main questions. The first question, 'What is the food crime or wrong doing you are reporting?', is followed by a large text input area. The second question, 'Where is this happening?', is followed by a text input area with the instruction 'Provide the full address of where the wrong doing is taking place, include postcodes if you can'. At the bottom are 'Previous' and 'Continue' buttons.

Food Standards Agency

Contact Food hygiene ratings

Search...

NEWS AND ALERTS FOOD SAFETY AND HYGIENE BUSINESS GUIDANCE ABOUT US

Home / Contact / For consumers / Report a food problem / Suspected dishonesty or food crime

Contact us

Report a food problem, give us feedback or find our contact details.

For consumers For businesses

Report a food problem Give us feedback Find contact details

Report a food crime

Step 2 of 7

What is the food crime or wrong doing you are reporting?

Where is this happening? ⓘ

Provide the full address of where the wrong doing is taking place, include postcodes if you can

← Previous Continue

オンライン通報用のページ（食品基準局）
<https://www.food.gov.uk/contactconsumersreport-problem/report-a-food-crime?page=overview>

2.7.5 関連法令

イギリスでは、ワインや酒類のGIは法で規定するものの、農産物・食品のGIはガイダンスとしてまとめている。調査時点におけるガイダンスを含むGI関連法令は以下の通りであるが、EU離脱に伴い、新たなGI制度を策定する予定である。

なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート³⁴に基づいている。

GI 根拠法令（ガイダンスを含む）

- Protected food names: guidance for producers 2014, DEFRA
- The Food and Drink, Veterinary Medicines and Residues (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019: ※EU 離脱に関する修正法案で、以下の Wine Regulations や Spirit Drinks Regulations の改正を含む。

行政取り締まり/民事/刑事手続き

- Food safety Act 1990（食品安全法 1990）
- Wine Regulations 2011（ワイン規則 2011）
- Spirit Drinks Regulations 2008（蒸留酒規則 2008）
- Fraud Act 2006（詐欺法 2006）
- Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008（不公正取引からの消費者保護に関する規則 2008）
- Trade mark Act 1994（商標法 1994）

GI侵害の民事手続きについては、GIが商標として登録されている場合は Trade Marks Act 1994に基づく商標侵害が事由となり、登録されていない場合は、コモン・ロー（特定法ではなく判例による法体系）に基づくPassing Off（詐称運用）が事由となる³⁵。

³⁴ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.

³⁵ 法律事務所 Hoffman Eitle社による。

2.8 オランダ

2.8.1 概要³⁶

人口は1,704万人（2017年）、面積は九州とほぼ同じである。ライン川下流の低湿地帯に位置し、国土の4分の1が海面より低い干拓地である。農産物輸出額はアメリカに次ぐ世界第2位だが、輸出の4分の3は、無関税かつ検疫上の制約が少ない、隣接するEU加盟国への輸出が占めている。また、ライン川河口のロッテルダム港を通じた世界各地への海上輸送が発展しており、加工貿易や中継貿易が盛んである。



限られた農地を有効活用するため、高収量品種の育種や多収技術の開発、農作業の機械化、資材規格の統一による生産コストの削減に努めている。資本・労働集約型の施設園芸や、酪農・畜産による高収益作物の生産への特化が進んでいる。IT技術の導入で知られ、トマトの栽培では世界最高水準の高収量生産を実現している。主要農産物は、チューリップに代表される花き類、ばれいしょ、玉ねぎ、トマト、キュウリ、パプリカ、生乳、豚肉等である。

1 経営体当たりの平均経営面積は32.6ha（2017年）と小規模に見えるが、10ha以上の農業用温室も一般的になってきており、経営体の淘汰とともに大規模化が進行している。国内総生産に占める農林水産業の比率は1.6%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2016年） 単位：億USD、%

	オランダ		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	7,772	100.0	43,362	100.0
うち農林水産業	128	1.6	530	1.1

資料：国連統計

日本との貿易では、オランダから日本への輸入額全体のうち農林水産物は3割を占めており、強い存在感を示している。日本の輸出上位品目はアルコール飲料、ホタテ貝、魚油、種であり、オランダからの輸入上位品目は豚肉、ナチュラルチーズ、ペットフード、球根である。

³⁶ オランダの農林水産業概況、農林水産省2018

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-65.pdf

農林水産省貿易概況（2017年） 単位：百万US ドル

	輸出 (日本→オランダ)	輸入 (オランダ→日本)	日本の 収支
総額	12,442	2,396	10,046
農林水産物	120	739	▲620
農林水産物のシェア	1.0	30.9	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2017年）

輸出：日本→オランダ（単位：百万USドル%） 輸入：オランダ→日本（単位：百万USドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
アルコール飲料	21	17.5	豚肉	119	16.1
ホタテ貝	14	11.4	ナチュラルチーズ	97	13.1
魚油	9	7.1	ペットフード	57	7.8
播種用の種等	5	3.8	球根	43	5.8
牛肉	4	3.7	ココア粉（無糖）	30	4.0
総額	120	100.0	総額	739	100.0

資料：財務省貿易統計

オランダの農産物・食品のGI取得状況は、PDO 6件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 5件、合計11件となっており、EUで第16位である。品目別をみると、チーズと果物・野菜・穀類の2品目のみである。エダムやゴーダなどの有名なチーズのほか、じゃがいもでGIを登録している。

品目別GI登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.3. チーズ	4	3
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	2
総数	6	5

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済

2.8.2 GI監視スキーム

オランダでは地理的表示に関して、中央政府である経済省（Ministerie van Economische : EZ ※農業も所掌）が政策決定主体である。フードチェーンにおけるラベル表示や詐欺、食品の安全性を扱う場合には、保健、福祉・スポーツ省と協働する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
経済省（Ministerie van Economische : EZ）	Bezuidenhoutseweg 73 2549 AC The Hague	Tel. +31 703798911/ +31 0774656767 https://www.government.nl/ministries/ministry-of-economic-affairs
保健・福祉・スポーツ省（Ministerie van Volksgezondheid, Welzijn, en Sport: VWS）	Pamassusplein 5 2511VX The Hague	Tel. + 31 0703407911 Fax. +31 0703407834 https://www.government.nl/ministries/ministry-of-health-welfare-and-sport

EUIPO (2017)³⁷

GIの管理は品目別に分かれており、欧州委員会が公表している農産物・食品に関するGI管理当局リスト³⁸には、オランダ当局として3つの機関が掲載されている。

オランダ食品消費者製品安全管理局（Nederlandse Voedsel en Warenautoriteit : NVWA）は経済省の独立局であり、乳製品・果物・野菜・じゃがいもを除く農産物・食品、ワイン、酒類を担当する。

乳製品管理局（Centreal Orgaan for Kwaliteitsaangelegenheden : COKZ）は、NVWAの監督下にある独立行政機関であり、乳製品の安全性と品質保証を管理し、GI産品規格の準拠の検証も行う。

品質管理局（Kwaliteits-Controle-Bureau : KCB）は、経済省の監督下にある独立行政機関であり、果物、野菜、じゃがいもの管理を担当する。

³⁷ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

³⁸ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

GI名称の市場監視当局（EU規則 No.1151/2012第38条に基づく）

機関名	住所	連絡先
オランダ食品消費者製品安全管理局 （Nederlandse Voedsel en Warenautoriteit : NVWA）	Catharijnesingel 59 3511 GG Utrecht	Tel.. +31 88223333 Fax. +31 88223334 Email: info@nvwa.nl https://www.nvwa.nl/organisatie/adressen/utrecht
乳製品管理局（Centreal Orgaan for Kwaliteitsaangelegenheden : COKZ）	Kastanjelaan 7 3833 AN Leusden	Tel. +31 0334965696 Fax. +31 0334969666 http://www.cokz.nl/SitePages/Contact.aspx
品質管理局（Kwaliteits- Controle-Bureau : KCB） Association, Regulatory Services Policy）	Louis Pasteurilaan 6 2719 EE Soetemeer	Tel. + 31 0883088200 Fax. + 31 0883088201 Email: kcb@kcb.nl http://kcb.nl/over/kantoren/hoofdkantoor

2.8.3 GI侵害の事例

オランダの「バイエルン・ビール」

ドイツのバイエルン醸造連合（Bayerischer Brauerbund）は1917年創立の生産者団体。1968年より共同商標「Bayrisch Bier」「Bayerisches Bier」を使用し、2001年にはEUのPGIとして登録した。一方、オランダのBAVARIA N.V.社は1925年創立の醸造企業。「Bavaria」というビールを商標登録して販売していた。

2004年、バイエルン醸造連合は、オランダ企業によるBavariaという名称の使用の差し止めをイタリアのトリノ地区裁判所に求めた。裁判所は醸造連合の訴えを認めたが、BAVARIA N.V.社は控訴。そこでトリノ控訴審は、欧州司法裁判所に既存商標とGIの関系の判断を付託し、2009年、欧州司法裁判所は、オランダ企業の商標「Bavaria」はドイツの生産者団体によるGI登録に先行するため、2つの名称の共存は有効とした。

一方、ドイツでは、2013年にドイツ連邦裁判所がオランダ企業の「Bavaria」ビールのドイツ国内での販売を禁止した。ドイツでは1516年に制定された「ビール純度規定（Reinheitsegbot）」を満たすビールのみが「Bayerisches Bier」を名乗ることができると判断された。

バイエルン・ビールの名称を巡るオランダ企業とドイツの生産者団体との長年の争いは、2013年のドイツ連邦裁判所の決定で収束したと伝えられている。オランダ企業の「Bavaria」ビールは、ドイツ国内での販売が停止されたが、世界の120カ国で販売を続けている。

(http://europa.eu/rapid/press-release_CJE-09-58_en.htm)

(<https://www.hna.de/welt/bgh-urteil-hollaendisches-bier-darf-deutschland-nicht-bavaria-heissen-zr-3227016.html>)

2.8.4 対抗手段

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

【行政ルート】

オランダは、品目により3つの当局が指定されている（52頁）。

【民間ルート】

行政ルートが捗々しくない場合には、民間の法律事務所に対応を依頼する。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

連絡方法

GI侵害が疑われる場合、該当する品目を管轄する当局の窓口にもメール、電話等で連絡する。

保護のしくみ

【行政ルート】

管理当局は、違反者に対して戒告、罰金、行政措置の違反者負担による広告等の措置を講じることができる。

【民間ルート】

法律事務所が事実確認の上、GI名称の利用を改めるよう警告状を送付。改善されない場合は依頼者と相談の上、諸事情を判断して訴訟等の対応を決定する。

2.8.5 関連法令

オランダのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の名称は、欧州知的財産庁レポート³⁹に基づいている。

GI根拠法令

- The Agricultural Quality Act（農業品質法）
- The Agricultural Quality Decision（農業品質に関する決議）
- Regulation of the Ministry of Economy containing rules on the marketing of wine and olive oil（ワイン及びオリーブオイル販売の規則を定めた経済省規則）
- The implementing decree on products of animal origin of 2 November 2012（2012年11月2日動物由来製品に関する施行令）
- The regulation on products of animal origin（動物由来製品規則）

行政の取り締まり

- The Disciplinary regulation on the agricultural quality act of 12 July 1979

民事手続き

- Trademark legislation（Benelux Convention on Intellectual Property 等）
（商標法（ベネルクス知的財産条約等））
- The National Unfair Competition legislation（不正競争法）
- Dutch Trade Name Act（商号法）

刑事手続き

- Dutch Criminal Code（刑法）

³⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.